

徳島県告示第三百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年八月二十二日から同年十二月二十二日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和五年八月二十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ラ・ムー心神店
所在地 徳島市心神町古川字日ノ上二番二
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市西中新田二九七番地一	大賀 昭司
氏名又は名称	住所	代表者の氏名
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市西中新田二九七番地一	大賀 昭司

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和六年四月一日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、五七五平方メートル

- 6 大規模小売店舗の概要

施設に関する事項	届出事項						概要	
	駐車場		駐輪場		荷さばき施設		廃棄物等の保管施設	
施設の運営方法に関する事項	位置	収容台数	位置	収容台数	位置	面積	位置	容量
	縦覧に供する添付書類に示すとおり		縦覧に供する添付書類に示すとおり		縦覧に供する添付書類に示すとおり		縦覧に供する添付書類に示すとおり	
	一一四台		五〇台		一八七・二平方メートル		一八・七五立方メートル	
	午後零時から午後十二時まで（二十四時間）		午後零時から午後十二時まで（二十四時間）		午後零時から午後十二時まで（二十四時間）		午後零時から午後十二時まで（二十四時間）	
	二箇所		二箇所		二箇所		二箇所	

車の出入口		位置
荷さばき施設において荷さばき を行うことができる時間帯		縦覧に供する添付書類に示すとおり 午前零時から午後十二時まで（二十四時 間）

二 届出年月日

令和五年七月三十一日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和五年八月二十二日から同年十二月二十二日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部
企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。